

和歌山県剣道連盟級位・段位審査規程

昭和49年	4月 1日	制定
昭和56年	5月29日	改正
昭和59年	4月 1日	改正
平成 3年	5月19日	改正
平成12年	3月 4日	一部改正
平成17年	4月 1日	改正
平成23年	4月 1日	一部改正
令和 5年	4月 1日	一部改正

第1章 総 則

- 第 1 条 和歌山県剣道連盟(以下「和剣連」という)の級位・段位審査及び授与は本規則による。但し、居合道、及び杖道の審査細部事項については別に定める。
- 第 2 条 審査は、本部審査・地方審査・級位審査に区分する。
- 2 本部審査は、和歌山市・田辺市において実施する。
 - 3 地方審査は、紀北・和歌山市・有田・日高・田辺市・新宮市において実施する。
 - 4 級位審査は、和剣連会長が各支部長(居合道部・杖道部)に委任して行う。

第2章 級位・段位審査

- 第 3 条 和剣連が実施する審査の級位、及び段位は次のとおりとする。
- ① 級位 5級・4級・3級・2級・1級
 - ② 段位 初段・二段・三段・四段・五段
- 第 4 条 地方審査は初段から三段までの段位とし、本部審査は初段から五段までの段位とする。
- 第 5 条 本部審査は、原則として春、秋実施するものとし、地方審査は原則として各地方ごとに年1回実施するものとする。
- 2 審議委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず常任委員会の議決を経て審査回数を増減することができる。
- 第 6 条 審査受審申込みは、所定の申込書に必要事項を記載し、所属支部を經由して和剣連に行うものとする

第3章 審査受審資格

- 第 7 条 級位・段位審査の受審者は、和剣連会員たることを要する。
- 第 8 条 段位審査のうち初段の審査受審者は、1級取得後6ヶ月を経過した者とする。
- 2 二段以上の審査受審者は、全日本剣道連盟(以下「全剣連」という)の『段位審査規則・細則・実施要領』に適合する者を持って有資格者とする。
 - 3 級位審査の4級以上の審査受審者は、小学4年生以上とする。但し、小学3年生で5級を取得している者のうち、特に優れている者は4級に限って受審することができる。小学生は2級までとする。
 - 4 中学生は3級から受審することができる。

- 5 高校生は2級から受審することができる。
- 6 大学生、及び社会人は1級から受審することができる。
- 7 級位受審期日の経過日数は次のとおりとする。
 - ① 5級から2級までの場合 3ヶ月
 - ② 2級から1級を受審する場合 6ヶ月

第4章 級位・段位の授与

- 第 9 条 段位審査に合格した者は、和剣連会長の申請により、全剣連会長がその合格証書を授与する。
 - 2 級位審査に合格した者は、各支部長の申請により、和剣連会長がその合格証書を授与する。

第5章 審議委員会

- 第 10 条 和剣連会長より委嘱された審議員で審議委員会を構成し、級位・段位称号の審議にあたるものとする。

- 2 委員長は審議員の互選による。

- 第 11 条 審議委員会の議決は過半数の可否で決する。

- 第 12 条 審議委員は、教士七段以上にして、各関係団体を考慮し、和剣連会長がこれを委嘱する。

- 第 13 条 審議員の任期は、和剣連役員に準ずるものとする。

- 第 14 条 審議委員会に審議顧問をおくことができる。

- 2 審議顧問は、剣道・居合道・杖道・範士にして和剣連会長がこれを委嘱し、任期は和剣連役員に準ずるものとする。

第6章 審査員選考委員会

- 第 15 条 全剣連『段位審査規則・細則』に基づき、和剣連会長から任命された5名の選考委員で「審査員選考委員会」を構成し、審査員を選考する。

- 2 委員の任期は、和剣連役員に準ずるものとする。

第7章 審査会

- 第 16 条 審査会の審査員、及び審査委員長は70歳未満の者をもって構成し、和剣連会長が審査の都度、委嘱する。

- 2 級位、及び段位の審査は、前項により和剣連会長から委嘱された審査員、及び審査委員長をもって行うものとする。

- 第 17 条 四段、及び五段の審査は、教士七段以上で審査委員長1名、審査員6名をもって構成する。

- 第 18 条 初段から三段までの審査は、錬士六段以上で審査委員長1名、審査員5名をもって構成する。

- 第 19 条 審査会の議決は、過半数の可否で決する。

第 20 条 審査委員長は、審査会の円滑な運営管理を行い、受審者、及び審査員に対し審査の指示、及び諸注意を行う。

2 審査員が採点した採点用紙の集計を行い、合格者番号を整理し合格者の発表を行う。

第 21 条 審査員は審査に際し、合格、不合格の意思を表明しなければならない。

2 審査にあたっては、公正、公平に審査を行い、審査で知り得た情報等をみだりに他言してはならない。

第8章 審査方法および合格基準

第 22 条 審査方法は次の各号のとおりとする。

- ① 5級・4級 実技
- ② 3級 実技・木刀による剣道基本技稽古法 基本1から基本4
- ③ 2級 実技・木刀による剣道基本技稽古法 基本1から基本6
- ④ 1級 実技・木刀による剣道基本技稽古法 基本1から基本9
- ⑤ 初段 実技・日本剣道形(太刀) 3本・筆記試験
- ⑥ 二段 実技・日本剣道形(太刀) 5本・筆記試験
- ⑦ 三段 実技・日本剣道形(太刀) 7本・筆記試験
- ⑧ 四段・五段 実技・日本剣道形(太刀・小太刀)・筆記試験

2 受審中における着装・姿勢・態度・礼法を合否採点の考慮対象とする。

3 段位審査の剣道形、及び筆記試験の結果、両方、またはいずれか一方が合格点に達しなかった者は、当該審査日から1年以内に1回に限り再受審することができる。

ただし、届け出により1回に限り再受審日を変更することができる。

第 23 条 級位審査の合格基準は、各支部の定めるところとする。

2 段位審査の合格基準は、下表のとおりとする。

審査種別	実技・剣道形	筆記試験
四段・五段	4点以上	60点以上
初・二・三段	3点以上	60点以上

第9章 審査料および登録料

第 24 条 審査料、ならびに登録料は別表2のとおり定める。

第 25 条 五段までの審査料、ならびに級位登録料の一部は、別表3に示すとおり受審者の所属支部に還元する。

第 26 条 審査料、ならびに登録料をそれぞれ指示された所定の期日までに納入しない時は、受審停止、ならびに合格を取り消すものとする。

(付 則)

この規則は、平成23年4月1日より施行する。